

特別監察委員会の調査で明らかになった主な事実関係とその評価のポイント

令和元年7月22日
特別監察委員会委員長代理 荒井史男

1. 平成16年1月調査から抽出調査を導入したことについて

- 規模500人以上の大規模事業所については、全数調査（抽出率1／1）となっているため、継続して調査対象となっている事業所から都道府県に対して苦情が寄せられており、継続指定を避けることができないかとの都道府県の要望に配慮するとともに（平成15年8月）、大規模事業所が集中している東京都（約1／4）については全数調査にしなくても精度が確保できると考えたこと（平成15年7月）から、東京都について抽出調査に変更がなされた。なお、こうした調査方法の変更は、担当課限りで決定された。

2. 平成16年1月調査からの抽出調査に関して適切な復元処理がなされなかったことについて

- システム改修の必要性が生じた場合には、企画担当係とシステム担当係が打ち合わせをしながら必要な作業を進めていくが、係長以下のみによる対応であり、口頭ベースで依頼することもあるなど、事務処理に誤りが生じやすい体制であった。このため、抽出調査の導入に伴う復元処理に係るシステム改修が適切に行われなかった（平成15年（5月以降））。

3. 不適切な取扱いを知らず放置していたことについて

- これらが放置されたのは、「公表資料は原則を記載したもの」、など放置を独自に正当化した上で、悪しき前例であってもこれを踏襲したことや誤りを改めることに伴う業務量の増加や煩雑さを嫌ったことや、業務が多忙であったり、復元処理による影響が小さいと判断したりしたことなどを理由とするものであった。
- 一方で、全国の都道府県に送付していた抽出率逆数表には、東京都の大規模事業所で抽出調査が行われていることが確認できる記載があるなど、その場しのぎの事務処理をしており、規範意識の欠如や事の重大性に対する認識の甘さがあった。

4. 平成30年1月調査から復元処理を始めた経緯について

- 平成30年1月調査分から中規模事業所におけるローテーション・サンプリング方式が採用されることとなったため、システム改修が必要となったが、この際、当時の担当室長は、従前より、抽出調査をしながら適切な復元処理がシステムに組み込まれていないことを知っていたため、統計として本来あるべき適切な復元処理をし、正確な統計を公表・提供するために、上記のシステム改修の際に東京都の大規模事業所に関する適切な復元処理も行うことができるようにシステムを改修した（平成29年（5月以降））。
- この際、担当室長はシステム改修の前後で集計結果に段差が生じると予想していたものの、復元処理による影響を過小評価し、抽出に伴い復元をしていないというこれまでの調査方法の問題や復元による影響について上司への報告を怠った。

5. これらの評価と再発防止策について

➤ これらの事実関係に対する評価

- ✓ まず何よりも、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さが際立っている。
- ✓ 厚生労働省の統計事務の担当者の職務遂行に対する安易な姿勢は、甚だしい職務怠慢であって、定められたルールに従って誠実に事務を遂行すべき公務員として到底許されるものではない。
- ✓ 厚生労働省の幹部職員の多くには統計に対する無関心が伺われ、統計に関する知識や統計業務担当の経験がないものが多い。
- ✓ 今般の不適切な取扱いは、毎月勤労統計という重要な統計を司る厚生労働省の組織としての問題に帰着する部分も多い。

➤ これを踏まえた再発防止策の提案

- ✓ 調査設計、推計方法（調査の計画、抽出、実査、有効回答、集計などの基本情報の開示を含む。）など、詳細な調査内容の正確かつ迅速な公開
- ✓ 統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するための体制整備
- ✓ 統計調査の実査における国と地方自治体との関係を風通しの良いものとし、問題が発見された場合、速やかに相互に指摘し合える体制の構築
- ✓ 幹部職員も含め、職員に対する統計の基本知識の習得や意識改革の徹底
- ✓ 統計法の遵守を徹底するとともに、調査計画を変更する場合の担当部署内の手続きのルール明確化
- ✓ 国民生活に直結する行政を担う者としての責任の自覚とガバナンスの強化を目的とした管理職を含めた研修の強化
- ✓ 統計部門の業務遂行能力の強化及びそのためのリソースの拡充
- ✓ 他府省や民間の統計専門家などとの人事交流や相互研鑽の機会の拡充などを通じた「開かれた組織」への変革と外部チェック機能の導入

(参考)

「特別監察委員会の調査で明らかになった主な事実関係」に関する報告書の記載箇所

①平成16年1月調査から抽出調査を導入したことについての事実関係

【1月報告書（平成31年1月22日）】P14，15

- (1) 東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施の評価等
- 平成15（2003）年7月30日に通知された事務取扱要領には、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査とした理由が併せて記載されており、「規模500人以上事業所は、東京に集中しており（約4分の1）、全数調査にしなくても精度が確保できるためである。」と記載されている。
 - 「平成15（2003）年度毎月勤労統計調査ブロック別事務打ち合わせ会 質疑応答集（平成15（2003）年8月現在）」という題名の資料においては、「規模500人以上の事業所の抽出率が1／1となっており、継続して指定され、対象事業所からも苦情が来ているが、継続指定を避けることができないか。」という都道府県からの質問に対して、「今回から全数調査をしなくても精度が確保できる東京都の一部の産業で標本調査とした。」との回答が、担当係の見解として記載されている。
 - 東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査が導入された平成16（2004）年頃に担当課である統計情報部雇用統計課の担当係長は、ヒアリング調査において抽出調査の導入の理由について「継続調査（全数調査）の事業所については企業から特に苦情が多く、大都市圏の都道府県からの要望に配慮する必要があった。」、「理由は都道府県の担当者の負担を考慮したからだと思うが、誤差計算しても大丈夫だという話だったと記憶している。」、「平成16（2004）年からこれまでの集計方法をやめることとしたが、それだけだと都道府県の負担が増えてしまうので、その調整という意味でも（東京都の規模500人以上の事業所に限り）抽出調査とすることとしたように思う。」旨述べている。
 - これらの記載や供述の内容は矛盾なく符合しており、平成16（2004）年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る調査が抽出調査となった理由は、規模500人以上の事業所から苦情の状況や都道府県担当者からの要望等を踏まえ、規模500人以上事業所が集中し、全数調査にしなくても精度が確保できると考え、東京都について平成16（2004）年1月調査以降抽出調査を導入したものと考えられる。
一方で、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査にすることについて、調査計画の変更等の適切な手続を踏むことなく、担当課のみの判断として調査方法を変更したことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

【2月報告書（平成31年2月27日）】P6

(2) 東京都の大規模事業所について抽出調査を行うこととしたことについて

平成16年1月調査分以降、従来、全数調査で行われていた東京都の大規模事業所について抽出調査に変更された理由としては

- ・ 東京都に大規模事業所が集中し、数も増加していることから、全数調査にしなくても、適切な復元処理がされる限り統計としての精度が確保できると考えていたこと
- ・ 一定の調査事業所総数のもとで、中規模事業所の精度を向上させるため、その部分の抽出率を高める代わりに、負担軽減のために標本数が十分な大規模事業所を抽出に変更したこと

・ かねてより厚生労働省に寄せられていた都道府県や回答事業所からの負担軽減の要望に配慮したことなどが挙げられる。

これらのうち、いずれが主たる理由であったかを明らかにする客観的資料等は、追加調査によっても発見に至らなかった。

全数調査を抽出調査に変更することにつき、・・・承認を得ずに変更したことが直ちに同法違反であったとは言い難いが、調査方法の変更という重要な事務について、担当課限りで決定したこと、及びこれを公表しなかったことは不適切な対応であったといわざるを得ず、強く非難されるべきものである。

②平成16年1月踏査からの抽出調査に関して適切な復元処理がなされなかったことについて

【1月報告書（平成31年1月22日）】P16, 17

2. 平成16（2004）年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったことの評価等

○ 本件に関わる文書としては、平成15（2003）年5月22日付で当時の担当課の企画担当係長名で毎月勤労統計調査に係るシステム担当係長あてに通知された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成について」という事務連絡がある。

この事務連絡に添付された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成要領」においては、「事業所規模500人以上の抽出単位においては、今回から全国調査でなく、東京都の一部の産業で抽出調査を行うため注意すること。」との記載がある。この事務連絡は、雇用統計課長の決裁を経た上で、係長名で指示を行っている。

この事務連絡と併せて、企画担当係からシステム担当係に東京都の事業規模500人以上の事業所における産業ごとの抽出率を復元処理するための作業依頼や必要な資料の提供等がなされ、システム担当が東京都における抽出調査に伴い必要となるシステムの改修を適切に行っていれば、今般の必要な復元処理がなされていなかったという問題は生じなかったはずである。

○ なお、当時の担当課長の供述によれば、「抽出調査としたことについて、覚えていないが当時自分が決裁したと思われる決裁文書を見たらそのように残っていたのでそうなのだと思う。ただ、抽出していたとしても労働者数に戻す復元を行っていれば問題ない。」との認識であった。

また、当時の統計情報部長は、供述において「それ以外の抽出率の違いなど認識していなかった。」「連続している統計は変更点がなければ、あまり内容を見ることもなく決裁していた。」と述べており、意識が低かったと言わざるを得ない。

○ 一方、職員・元職員のヒアリング調査によれば、企画担当係とシステム担当係との間の作業発注及び作業のフォローアップの仕組みやシステム改修の進め方については、以下のような供述が見られる。

・ 抽出替え等によりシステム改修の必要性が生じた場合には、企画担当係とシステム担当係が打ち合わせをしながら、必要な作業を進めていくが、その際にはすべての仕様をペーパーで依頼する訳ではなく、口頭ベースで依頼することもあった。なお、毎月勤労統計調査については、具体的なシステム改修関係の業務処理は係長以下で行われ、一般的には課長や課長補佐が関与しない。

・ システム改修の依頼を受けたシステム担当係は外部業者等に委託することなく自前でシステム改修を行うこ

とになるが、毎月勤労統計調査に係るシステムのプログラム言語は COBOL であり、一般的にシステム担当係で COBOL を扱える者は1人又は2人に過ぎなかった。このため、一般的にシステム改修を行う場合はダブルチェックを行うが、ダブルチェックができない場合も多かった（平成15（2003）年当時はCOBOLを扱える者は2人いたが、それぞれが別の仕事を分担して処理していたため、当該者同士でダブルチェックをするようなことはなかった。）。

- ・ 一度改修されたシステムのプログラムの該当部分は、それに関連するシステム改修がなされない限り、当該部分が適切にプログラミングされているか検証されることはなく、長期にわたりシステムの改修漏れ等が発見されないことがあり得る。

- 上記の供述を踏まえると、毎月勤労統計調査に係るシステム改修の体制が、事務処理に誤りが生じやすく、発生した事務処理の誤りが長年にわたり発見されにくい体制となっていたことが、この問題の背景にあると言える。こうしたことから、本件についても、例えば、企画担当係から追加でシステム担当係に東京都における規模500人以上の事業所の抽出率を復元処理するための依頼を失念した、東京都の規模500人以上の事業所における産業ごとの抽出率等の必要な資料が渡されなかった、あるいは渡されたが、システム担当が東京都の抽出調査の導入に係るシステム改修をしないまま、その後ダブルチェックがなされず、長期にわたり復元処理に係るシステム改修が行われていない状態が継続した可能性が否定できない。

【2月報告書（平成31年2月27日）】P6, 7

(3) 適切な復元処理がなされなかったことについて

平成16年1月調査分以降、東京都の大規模事業所について抽出調査に変更されたとしても、適切な復元処理がなされていれば、統計としての精度は調査計画の範囲内に収まると考えられるが、本件では、平成29年末に至るまで、適切な復元処理がなされていないという問題があり、これによって、上記(1)に記載した問題を招くことになった。

その原因については、追加調査において対象者の範囲を広げてヒアリング等の調査を行ったが、当時の関係者の記憶が曖昧であったり、客観的資料が残されていないかたりしたほか、平成15年当時、システム改修等を担当していた職員が死去しており、ヒアリング等の調査を行うことが困難であったことから、1月報告以上に新たな事実は確認できなかった。

すなわち、平成15年5月22日付けの企画担当係長からシステム担当係長に宛てた事務連絡に「事業所規模500人以上の抽出単位においては、今回から全数調査でなく、東京都の一部の産業で抽出調査を行うため注意すること。」と記載された文書が残っているものの、例えば、企画担当係からシステム担当係に東京都における大規模事業所の適切な復元処理の依頼を失念したのか、東京都の大規模事業所における産業ごとの抽出率等の必要な資料が渡されなかったのか、あるいは、資料は渡されたが、システム担当者が東京都の抽出調査の導入に係るシステム改修をしなかったのか、その原因は特定できない。

③不適切な取扱いを知らず放置していたことについて

【1月報告書（平成31年1月22日）】P15～17

- (2) 平成16（2004）年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る調査が抽出調査となったにも関わらず、年報における記載が変更されなかったことの評価等

- ……年報の記載との相違については、「そもそも全数調査だと思っていた。」「知らなかった」などと相違を認識していなかったとする一部職員・元職員（管理職を含む。）もいるが、相違に気付いていたとする者もあり、

そうした者の供述内容を見ると、「(公表) 資料は「原則」として認識しているが、細かく書くとすれば異なっているという認識はあった。また周りもそういう解釈をしていたと推測する。」「齟齬があるという認識はあったが、東京都は数が多く例外的であると考え自己満足していた。」「そもそも年報に調査方法の全てを事細かに書かなくてはならないと考えていなかった。」などと述べる者もいる一方で、「当時、変えた方が良かったが統計委員会とか審議会にかけると、問題があると思った。何かの改正に併せて、やろうと思ったが、できず、忸怩たるものがある。」「全数調査でやっていたものを抽出に変更すると、精度が悪化していないかという資料を作ることとなり、ウソの上塗りになってしまう。」などと述べる者もいた。部内でも透明性が保たれておらず、総務省・各都道府県と議論すべきところ、一部の職員の間で議論したことがうかがわれる。

- 第2の1. のとおり、規模500人以上の事業所についての「抽出率1/1」又は「全数調査」との年報における記載は遅くとも平成元(1989)年から継続されていたものであって、平成16(2004)年以降の調査に係る職員らにおいて作為的に記載したというのではなく、また、上記のとおり、年報における記載が実際の調査方法と相違することを認識していた一部の職員・元職員らとしても、ことさら不正確な内容のものにしようとした意図までは認められないが、正確性や信頼性が強く求められる国の統計資料に誤った記載がなされたままであることを放置することは、重大な問題であり、問題の是正を怠ったものであると言え、到底許されるものではない。年報の記載と実際の調査方法の記載の相違について認識していなかった幹部職員らにしても、同様に、到底許されるものではなく、記載の相違に気付き、それを是正することができなかったことについての監督責任が問われなければならない。また、統計調査方法の開示の重要性の認識が欠如していたものと言わざるを得ない。

2. 平成16(2004)年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったことの評価等

- 一方、職員・元職員のヒアリング調査によれば、企画担当係とシステム担当係との間の作業発注及び作業のフォローアップの仕組みやシステム改修の進め方については、以下のような供述が見られる。
 - ・ 一度改修されたシステムのプログラムの該当部分は、それに関連するシステム改修がなされない限り、当該部分が適切にプログラミングされているか検証されることはなく、長期にわたりシステムの改修漏れ等が発見されないことがあり得る。
- 上記の供述を踏まえると、毎月勤労統計調査に係るシステム改修の体制が、事務処理に誤りが生じやすく、発生した事務処理の誤りが長年にわたり発見されにくい体制となっていたことが、この問題の背景にあると言える。こうしたことから、本件についても、例えば、企画担当係から追加でシステム担当係に東京都における規模500人以上の事業所の抽出率を復元処理するための依頼を失念した、東京都の規模500人以上の事業所における産業ごとの抽出率等の必要な資料が渡されなかった、あるいは渡されたが、システム担当が東京都の抽出調査の導入に係るシステム改修をしないまま、その後ダブルチェックがなされず、長期にわたり復元処理に係るシステム改修が行われていない状態が継続した可能性が否定できない。

【2月報告書(平成31年2月27日)】P8~10

ア 東京都の大規模事業所を抽出調査としていることを知りながら放置したことについて

東京都の大規模事業所について抽出調査にしておきながら、年報には全数調査を前提とした記載があり、長

年にわたりそのような状態が続く中、その事実を認識していた者も複数いたことから、本委員会としても、正確性や信頼性が強く求められる国の統計資料に誤った記載がなされたまま放置したものとして重大な問題であり、到底許されるものではないと考える。

この点、年報に全数調査を前提とする記載をし続けたことにより東京都の大規模事業所について抽出調査をしていることを隠そうとしたのではないかと疑念もあるが、平成16年1月調査分から平成26年1月調査分までの事務取扱要領4には東京都の大規模事業所について抽出調査としていることが明記され、また、全国の都道府県に送付していた都道府県・産業別の抽出率逆数表には、東京都の大規模事業所について抽出調査が行われていることが確認できる記載があること、平成15年に実施したブロック別事務打ち合わせ会5における質問・回答をまとめて各都道府県担当者に送付した質疑応答集においても同趣旨の記載があること、平成31年2月6日に東京都総務局が公表した「厚生労働省『毎月勤労統計調査』の事実関係に関する東京都調査（中間のまとめ）」においても、平成16年当時、都が調査方法の変更について認識していたことが確認できた旨の記載がなされていることからすると、抽出調査としていることを意図的に隠そうとしたとまでは認められない。

上記事実を認識していたにもかかわらず、これを是正することなく放置した原因としては、「公表資料は原則に記載したもの」、「東京都は数が多く例外的と考えていた」などと、放置を独自に正当化した上で、悪しき前例であってもこれを踏襲したことや誤りを改めることに伴う業務量の増加や煩雑さを嫌ったことなどが挙げられるが、これらは、規範意識の欠如や基幹統計調査の重要性の認識の欠如に基づくものであり、職務怠慢のそしりは免れない。

イ 抽出調査をしていながら適切な復元処理がなされていないことを放置していたことについて

調査の結果、抽出調査を実施していながら、適切な復元処理がなされていないことを認識していた者が複数名いることが確認された。

まず、平成20年に担当係長となった者は、全国の担当者を集めて行う研修会のための資料を作成する過程においてシステム上で適切な復元処理がされていないという事実気付いたが、「長年にわたって適切な復元処理をしてこなかったことに何らかの合理性があるのではないか、それまでの歴史ある調査の持続性の観点からこのままで良いか」などと考えたりしたために、その事務処理の誤りを課内の誰にも指摘せずに放置した。

次に、遅くとも平成27年には雇用・賃金福祉統計課長Dは、かつてシステム開発に関連する部署にいた経験から、復元処理を実施しているか気になり確認したところ、適切な復元処理が実施されていなかった事実を認識するに至ったが、国会対応やギャップを解消するためのローテーション・サンプリング方式の導入に関する対応等の業務により多忙だったことなどから、必要な対応をしなかった。

課長Dは平成27年10月頃、後任の雇用・賃金福祉統計課長Fに当該事実を引き継いでいる。この引継ぎの時点で、適切な復元処理がなされていない問題を担当者間で精査していれば、今般の不適切な取扱いへの対応も異なっていた可能性がある。

雇用・賃金福祉統計室長Fは、東京都の大規模事業所において、必要な復元処理を行わないことにより統計の結果に誤差が出ることを認識しながら、平成29年5月頃に適切な復元処理のためのシステム改修の作業に着手するまで、必要な対応を怠った。なお、室長Fは、平成29年秋頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断した。

当時の室長Fの部下である担当補佐らは、平成29年に室長Fから伝えられたことにより適切な復元処理を実施していなかった事実を知るに至ったが、その際、室長Fから復元による影響は小さいとも伝えられた。

後記2(2)のとおり、室長F・担当補佐らはローテーション・サンプリング方式導入の際に適切な復元処理を実施したが、その旨を対外的に説明していない。

室長Fの後任である雇用・賃金福祉統計課長Iは、室長Fから復元処理による影響は小さいという引継ぎを受けていたため、後記4のとおり、平成29年12月調査分までは適切な復元処理が行われていなかったことを直ちに対外的に説明していない。

このように、過去に適切な復元処理が行われていなかったこと及びそれを公表することなく放置していたのは、単に前例を踏襲したり、業務が多忙であったり、復元処理による影響が小さいと判断したりしたことを理由とするものであり、適切な復元処理が行われていなかったことを殊更に隠そうとする意図があったとまでは認められない。しかし、これらの課(室)の担当者らについては、規範意識の欠如、事の重大性に対する認識の甘さがあったことは否定できない。特に雇用保険や労災保険等の給付に影響が及ぶものであるにもかかわらず、これを放置し続けたことは、公的な情報基盤としての基幹統計の重要性をおよそ認識していないものとして厳しく非難されるべきものである。

④平成30年1月調査から復元処理を始めた経緯について

【1月報告書(平成31年1月22日)】P23, 24

8. 平成30(2018)年1月調査以降の集計方法の変更に際しての事実関係に対する評価等
- 雇用・賃金福祉統計室長(当時)Fは、これまでの調査方法の問題を前任の室長から聞いて認識していた。その上で、ローテーション・サンプリングの導入に伴い、一定の調査対象事業所を毎年入れ替える必要が生じるが、抽出率が年によって異なるため、東京都の分も適切に復元処理を行わなければローテーション・サンプリングがうまく機能しなくなると考え、東京都についても復元処理がなされるよう、システム改修を行うとの指示を部下に行っていたと述べている。この点、これまで東京都が抽出調査であったことを隠蔽しようとするまでの意図は認められなかった。
 - 一方でFは、ローテーション・サンプリングの導入により、プログラム改修の前後で集計結果に段差が生じると予想し、要因分析を行っていたと述べているが、集計方法の変更に關する一連の対応の中で、東京都の一部の事業所に関する復元処理による影響について、「東京都分を的確に評価すると誤差は0.2%程度であり、正直、誤差の範囲内であると思っていた」と述べており、復元処理による影響を過小評価し、これまでの調査方法の問題、さらには当該機能追加及びそれによる影響について上司への報告をせず、必要な対応を怠った。
また、Fは東京都を抽出調査としていることの影響について、後任であるIに対し、復元処理の影響は大したことではない旨の誤った認識に基づく引継ぎを行っており、結果的に、Iが平成30(2018)年1月調査以降の給与に係る数値の上振れの要因分析をする際に、東京都を抽出調査としていることの影響を考慮しなかった原因を作り出しており、不適切な対応であると認められる。
 - 政策統括官(当時)Hは、在任中に当時の担当室長Fから「東京都の規模500人以上の事業所については全数調査を行っていない」旨の説明を受けた(説明を受けた時期は平成29(2017)年度の冬頃であったと述べている。)。その際Hが、公表資料と齟齬があるのであれば手続き的に問題であり、「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示したと述べているが、統計技術的な問題となる復元は当然行われていると思いついでいたと述べており、その後の処理はFに委ね、放置した。Hが復元処理の有無を含めた調査設計・実施方法について自らの確に把握し、部下であるFへの適切な業務指示及びその後のフォローアップ等を行っていれば、今般の事案に対する早期対応が可能となったと考えられることから、適切な対応を行わなかったと認められる。また、後任者であるJに対し、東京都の規模500人以上の事業所については全数調査を行っていない旨を引き継いでおらず、適切な対応を行う機会を逸した。

【2月報告書（平成31年2月27日）】P9, 14, 15

イ 抽出調査をしていながら適切な復元処理がなされていないことを放置していたことについて

雇用・賃金福祉統計室長Fは、東京都の大規模事業所において、必要な復元処理を行わないことにより統計の結果に誤差が出ることを認識しながら、平成29年5月頃に適切な復元処理のためのシステム改修の作業に着手するまで、必要な対応を怠った。なお、室長Fは、平成29年秋頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断した。

(2) ローテーション・サンプリング方式導入のためのシステム改修の際に東京都の大規模事業所について適切な復元処理を行うようにシステム改修が行われたことについて

・・・平成30年1月調査分から中規模事業所におけるローテーション・サンプリング方式が採用されることとなったため、当時の雇用・賃金福祉統計室長Fは、平成29年5月頃からこれに伴う適切な復元処理のためのシステム改修について部下と協議を開始した。

室長Fは、前任者である雇用・賃金福祉統計課長Dから引継ぎを受けて、従前より、東京都の大規模事業所については、抽出調査をしながら適切な復元処理がシステムに組み込まれていないことを知っていたため、統計として本来あるべき適切な復元処理をし、正確な統計を公表・提供するために、上記のシステム改修の際に東京都の大規模事業所に関する適切な復元処理も行うことができるようにシステムを改修しようと考え、システム改修の担当者に対し、そのための抽出率逆数表を交付した。これにより、平成30年1月調査分より、東京都の大規模事業所においても適切な復元処理がなされることとなった。

このシステム改修の際に東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたことに関して、ローテーション・サンプリング方式の導入のタイミングであれば、前年度までの適切な復元処理をしていない調査結果の数値との不連続性をごまかせるのではないかと考え、それまでの不適切な取扱いを隠蔽するために適切な復元処理をしたのではないかという疑問も生じ得る。しかし、室長Fはこれを否定しており、これを覆すに足りる証拠は得られなかったことなどに照らしても、室長Fが適切な復元処理をした目的が、不適切な取扱いを隠蔽するためであったとまでは認定することはできない。

そもそも、雇用・賃金福祉統計課長Fは、全数調査すべき東京都の大規模事業所について抽出調査が適切に復元されていなかったことについて前任者である課長Dからの引継ぎにより知っていたのであるから、本来であれば、これを直ちに上司であった当時の統計情報部長Eに報告して問題点やその後の対応等について相談すべきであった。課長Fは、ローテーション・サンプリング方式への移行のための業務が多忙であることを理由としてこのような対応を怠ったと述べているが、このような弁明は、到底認められず、非難されるべきである。

また、ローテーション・サンプリング方式の導入と同時に東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたという行為を見れば、外形的には、東京都の大規模事業所に関する従前の不適切な取扱いを隠す行為であるとの指摘を受けかねないものであり、そのような疑念を抱かれる結果となったことは深く反省すべきである。

なお、この復元処理については、適切な復元処理を行っていないそれまでの調査結果との比較において、賃金の上昇率を高く見せかけようとする意図・目的があったからではないかとの指摘もされている。この点、室長Fは、抽出調査をする以上、統計として本来あるべき処理をし、正確な統計調査を実施することは当然であると考えていた旨述べ、上記の意図・目的があったことを否定している。